

令和 8 年（行サ）第 4 号 人口比例選挙請求上告事件

上告人 塩地陽介 外 6 名

被上告人 宮崎県選挙管理委員会 外 1 名

上告理由書（4）

【現行選挙制度の構造的欠陥等】

【2 訂版】

令和 8 年 9 月 1 日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 久保山 博 充

上告人兼上告人訴訟代理人弁護士 塩 地 陽 介

目次

第 1 全国民の代表（地域代表性の否認－平成 23 年大法廷判決（衆））（本書 2～4 頁）	2
1 憲法 43 条 1 項「全国民の代表」原則	2
2 平成 28 年法律第 49 号による区画審設置法 3 条 1 項の改正	3
3 ドイツ連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決	3
第 2 令和 5 年大法廷判決（衆）及び令和 7 年小法廷判決（衆）（本書 4～6 頁）	4
第 3 令和 7 年小法廷判決（衆）（本書 6～15 頁）	6
1 事案の概要	6
2 平成 23 年大法廷判決（衆）との矛盾－「較差の原因の不合理性」審査から「結果の程度」審査への後退（本書 7～11 頁）	7
（1）「原因の不合理性」審査から「結果の程度」審査への後退	7
（2）地域性に関する判断の逆転	10
3 令和 5 年大法廷判決（衆）の「自然的な人口異動」について（本書 11～15 頁）	11
（1）令和 5 年大法廷判決（衆）の前提	11
（2）令和 5 年大法廷判決（衆）の判示 [「自然的な人口異動」について]	12
（3）「自然的な人口異動」容認論－現行選挙制度の仕組みの欠陥（是正のサイクルの断絶）	14
第 4 現行選挙制度の不合理性－選挙制度の設計上の問題（本書 15～21 頁）	15
1 選挙制度の安定性（「安定的に持続」）の定義（本書 15～19 頁）	15
（1）日本の現状（上記表 1（本書 7 頁）参照）	15
（2）真の安定性の実現－英国モデル	16
2 第 2 層での較差の問題（本書 19～20 頁）	19
3 区割りの目的は選挙当日の主権者間の権利の平等（本書 20～21 頁）	20
結語	21

第 1 全国民の代表（地域代表性の否認－平成 23 年大法廷判決（衆））（本書 2～4 頁）

1 憲法 43 条 1 項「全国民の代表」原則

憲法 43 条 1 項は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定する。ここにいう「全国民の代表」とは、各議員が特定の選挙区や地域の利益を代表するものではなく、国民全体の代表者として活動すべきことを意味する。

この全国民の代表の原則は、投票価値の平等と密接不可分の関係にある。すなわち、議員が全国民の代表であるならば、各選挙人の投ずる一票の価値は、居住地にかかわらず可能な限り等しくなければならない。特定の地域に過大な代表を認めることは、全国民の代表の原則と本質的に矛盾するものである。

2 平成 28 年法律第 49 号による区画審設置法 3 条 1 項の改正

平成 28 年法律第 49 号は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）3 条 1 項を改正し、**選挙区間の人口較差に関する基準を厳格化**した。

改正前の規定は、各選挙区の人口について「2 以上とならないようにすることを基本とし」（強調 引用者）と定めていたが、改正後の規定は、これを「2 以上とならないようにすることとし」と改めた。

この「を基本とし」から「こととし」への文言変更は、単なる表現上の修正ではなく、規範的意義を有する改正である。すなわち、較差 2 倍未満の維持が法的義務へと格上げされたことを意味する。

3 ドイツ連邦憲法裁判所 2024 年 7 月 30 日判決

ドイツ連邦憲法裁判所は、2024 年 7 月 30 日判決において、連邦議会選挙における小選挙区制度と地域代表の関係について「**小選挙区に地域代表の意味を持たせる規定は基本法にもこれまでの選挙法にもない**」（強調 引用者）と述べた（国立国会図書館レファレンス No.895 42 頁 甲 137）。

この判示は、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）が示した地域代表論の否定¹と軌を一にするものである。

¹ 平成 23 年大法廷判決（衆）（民集 65 卷 2 号 779 頁）（甲 3）「**地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。**」（強調 引用者）

判例法理は、昭和 51 年大法廷判決以来一貫して投票価値の平等を憲法上の最も重要な要請として位置づけてきたが、平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）が地域代表論による較差の正当化を明確に否定することにより、その要請が更に明確化された。

日独両国の最高裁判所は、小選挙区制度における地域代表論を明確に否定し、投票価値の平等が議会制民主主義における普遍的原理であることを裏付ける。

第 2 令和 5 年大法廷判決（衆）及び令和 7 年小法廷判決（衆）（本書 4～6 頁）

1 令和 5 年大法廷判決（衆）の対象となった令和 3（2021）年選挙は、平成 29（2017）年選挙（最大較差：区割改定時・1.956 倍、選挙時・**1.979 倍**）と同じ選挙区割りで行われたが、平成 29 年選挙とは異なり、較差は選挙時で **2.079 倍に拡大**していた²。

しかしながら、令和 5 年大法廷判決（衆）は、平成 30 年大法廷判決（衆）が、平成 29 年選挙につき、「各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を**相当程度縮小**させ、その状態が**安定的に持続**するよう立法措置を講じた」（平成 30 年大法廷判決（衆）民集 72 卷 6 号 1268 頁）、「新区画審設置法 3 条 1 項と同様の区割基準に基づき、次回の国勢調査が行われる平成 32 年までの**5 年間を通じて**選挙区間の人口の較差が**2 倍未満**となるように選挙区割りの

² 令和 5 年大法廷判決（衆）（民集 77 卷 1 号 19 頁）「(8) 令和 3 年 10 月 14 日に衆議院が解散され、同月 31 日、本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。本件選挙区割りの下では、令和 2 年に行われた大規模国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は 1 対 2.096 となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第 1 区）と最も多い選挙区（東京都第 13 区）との間で 1 対 **2.079** であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が **2 倍以上**となっている選挙区は **29 選挙区**であった。」（強調 引用者）

改定を行う」（平成 30 年大法廷判決（衆）民集 72 卷 6 号 1267 頁）ことを評価して合憲としたことを認定し、「新区割制度（が）、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10 年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしてい
る」（令和 5 年大法廷判決（衆）民集 77 卷 1 号 21 頁）ことに依拠して、当該選挙は違憲状態ではないとした。

- 2 また、令和 5 年大法廷判決（衆）（甲 8）は「このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断される」（民集 77 卷 1 号 20 頁）と判示した。

当然、「裁量権の行使として合理性を有するといえるか否か」は、裁判所が合憲性を判断する判断基準となる。

- 3 上告人らは、投票価値の平等が憲法の要請である以上、**毎選挙時に 2 倍を超える**較差を生じさせる現行の選挙制度の構造及び再区割りの実施（国勢調査時人口で、較差 1.99 倍基準で実施）は、それだけで合理性がないと主張している。

令和 6 年選挙は、アダムズ方式（完全）施行の初選挙であったが、最大較差は、2.059 倍と 2 倍を超え、令和 3 年選挙（最大較差・2.079 倍）、令和 6 年選挙（最大較差・2.059 倍）と、選挙日時点で 2 倍超えの選挙が連続した。

裁判所は、憲法が要請する投票価値の平等の重要性に鑑み、令和 6 年選挙につき、全裁判官（15 人）によって大法廷で慎重な選挙制度の合憲性の審査を行うべきであったが、最高裁第二小法廷は 4 人の裁判官で、当該選挙にお

いて生じたいかなる較差につき、最大較差**2.059**倍が生じた原因たる選挙制度の合理性の審査を行うことなく、当該選挙は合憲であると判断した。

現行選挙制度の不合理性については、下記**第4**（本書15～21頁）で述べる。

第3 令和7年小法廷判決（衆）（本書6～15頁）

上告人は、下記に示す通り、令和7年小法廷判決（衆）は、過去の大法廷判決の法的判断と矛盾する判断を含んでいると主張する。

1 事案の概要

令和6年10月27日衆院選（小選挙区）（令和6年選挙）は、アダムズ方式（完全）施行の初の選挙であったが、選挙当日、較差2倍を超えた選挙区は10選挙区（最大較差・1対**2.059**）、較差が1.9倍以上に及んだ選挙区も31選挙区あった。

下記**表1**は、平成21年選挙～令和8年選挙の選挙当日における、「選挙区数」、「最大較差」、「較差1.9倍以上の選挙区数」、「うち2倍以上の選挙区数」、「較差1.9倍台の選挙区数」、「最大選挙区の平均比^{*1}」、「最小選挙区の平均比」、「平均有権者数 $\pm 20\%$ 基準^{*2}違反区数」、「 $+20\%$ 基準^{*2}違反選挙区数」、「 -20% 基準違反選挙区数」をまとめたものである。

下表が示す通り、最大較差は、過去10年間、2倍超が継続し、較差1.9倍以上の選挙区も増加傾向であり、各選挙区の平均有権者数比もマイナス38%～プラス29%と非常に高いまま維持され、投票価値の不均衡は、全選挙区間においては、改善が見られない。

表 1

選挙	小選挙区数	最大較差	較差 1.9 倍以上の選挙区数	うち 2 倍以上の選挙区数	較差 1.9 倍台の選挙区数	最大選挙区の平均有権者数*1 比	最小選挙区の平均有権者数*1 比	±20%基準*2 違反区数	+20%違反選挙区数	-20%違反選挙区数
H21 (2009)	300	2.304	76 区	45 区	31 区	+40.79%	-38.89%	114 区	58 区	56 区
H24 (2012)	300	2.425	97 区	72 区	25 区	+42.90%	-41.07%	120 区	62 区	58 区
H26 (2014)	295	2.129	33 区	13 区	20 区	+39.61%	-34.43%	116 区	56 区	60 区
H29 (2017)	289	1.979	28 区	0 区	28 区	+28.69%	-34.96%	99 区	44 区	55 区
R3 (2021)	289	2.079	57 区	29 区	28 区	+31.78%	-36.62%	121 区	59 区	62 区
R6 (2024)	289	2.059	31 区	10 区	21 区	+28.17%	-37.76%	62 区	24 区	38 区
R8 (2026)	289	2.097	36 区	16 区	20 区	+29.39%	-38.30%	67 区	28 区	39 区

*1：平均有権者数＝全有権者数÷小選挙区数

*2：フランスが採用する県内較差制限基準

最高裁判所第二小法廷令和 7 年 9 月 26 日判決は、令和 6 年選挙を合憲と判示した（但し、高須順一裁判官が違憲状態との意見を付した）。

2 平成 23 年大法廷判決（衆）との矛盾——「較差の原因の不合理性」審査から「結果の程度」審査への後退（本書 7～11 頁）

(1) 「原因の不合理性」審査から「結果の程度」審査への後退

平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、較差の原因（1 人別枠方式という構造的欠陥）を審査し、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因が、地域性を考慮する 1 人別枠方式であると認定し、同制度の合理性を否認して、廃止を求めた。

平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）の判示では、制度の構造に問題があれば、較差の数値にかかわらず違憲状態が認定され得る。平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、「投票価値の平等と相容れない作用を及ぼす」（民集 65 巻 2 号 781 頁）1 人別枠方式自体が違憲の状態に至っていたと認定した。それによって生じた較差 2.304 倍は、その帰結にすぎない。³

ところが、令和 7 年小法廷判決（衆）は、較差の原因（1 人別枠方式という構造的欠陥）を審査した平成 23 年大法廷判決（衆）とは対照的に、較差を生じさせた選挙制度について審査することなく、較差の程度（著しさ）のみを審査した。

³ 岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官執筆「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文（ジュリスト No.1428。2011.9.1 56～62 頁）

「そして、本件選挙時における前記の較差が、既に合理性の失われた 1 人別枠方式を主要な要因として生じたものである以上、当該時点における本件選挙区割り憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの評価を免れないとされたものである。本件選挙時よりも較差自体の数値は大きかった過去の選挙について、平成 11 年最高裁判決^①（選挙直近の国勢調査に基づく最大較差 2.309 倍）及び平成 13 年最高裁判決（選挙時の選挙人数に基づく最大較差 2.471 倍）は、当時の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとしているが、その各時点では、なお 1 人別枠方式が前記の合理性を維持していたものと考えられるから、これらの先例と今回の判断とは整合的に理解することができるものといえよう⁴⁾。」（同書 60 頁右欄下 11 行～61 頁左欄 6 行）、

⁴⁾ 「従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、この点は同様であり、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会において考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという質的な観点の問題とされ、1 人別枠方式についてはその合理性に時間的限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断されたものであって、単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論が導かれるものではないと解される（本判決は、区画審設置法 3 条 1 項所定の区割基準につき、「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる」と判示しているが、これが最大較差 2 倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよう）。」（強調 引用者）

前述したとおり、令和 6 年選挙は、アダムズ方式（完全）施行の初選挙であったにも拘わらず、較差 2 倍超えの選挙区が 10 選挙区出現した。

裁判所は、この時点で、選挙制度の構造に問題がないかを慎重に検証すべきであった。

【平成 23 年判決の審査構造】

較差が生じた選挙制度を**審査** → 選挙制度の構造に欠陥あり → 較差の数値を問わず違憲状態

【令和 7 年判決の審査構造】

較差が生じた選挙制度を**審査せず**「選挙制度は合理性あり」と判断 → 較差は原則合憲 → 較差が「著しい」場合のみ例外的に違憲
（「著しい」の基準は存在せず、段階的な較差の悪化を容認）

現行の区割制度は、第 1 層で都道府県への定数配分を行い、第 2 層で各都道府県内の各選挙区の区割りを定めるものである。

アダムズ方式は、第 1 層での都道府県への定数配分のみを定めたものである。上告理由書(1)**第 2 部**（同書 31～33 頁、別紙 1）で指摘したとおり、アダムズ方式は各都道府県に最低 1 議席を保障する除数方式であり、その構造上、人口の少ない県に相対的に多い定数を配分する効果を持ち、1 人別枠方式と同様、地域性への配慮を内包している。

各地域への定数配分についてアダムズ方式を採用するフランス、カナダでは、第 2 層（各地域への定数配分後の各地域内の各選挙区割）での基準（フランスは±20%、カナダは±25%）を設けている（上告理由書(1)**第 1 部、5**（同書 4～7 頁）、甲 56、甲 57 の 2）。

日本には同種の基準はなく、第 2 層の段階で、較差（-35.9% ～ +35.2%）が

生じている（下記一覧表（本書 22～23 頁）参照）。

日本の現行の都道府県内の各選挙区間の選挙区割は、フランス、カナダのそれに比べて人口比例基準が著しく劣っている。

最高裁判所は、令和 5 年大法廷判決（衆）が依拠した「新区割制度」実施後の最初の選挙で、選挙当日に 2 倍超の較差が生じた事実を重く受け止め、「新区割制度」が投票価値の平等の要請を確保すべく制度として構造上及び運用に瑕疵がなかったのかを含め、その合理性の有無につき具体的に検討すべきであった。

(2) 地域性に関する判断の逆転

ア 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）と令和 7 年小法廷判決（衆）（甲 128）は、共に、共通の前提（投票価値の平等の要請、国会の広範な裁量、人口の平等が最重要基準）を完全に共有しながら、「地域性」について正反対の立場を採った。

イ 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、1 人別枠方式について、「地域性に係る問題のために、殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない」（民集 65 卷 2 号 779 頁）と明確に判示した（以下、「地域性否定論」という）。すなわち、地域への配慮は投票価値の不平等を正当化しないという原則を判示した。

ウ 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、「なぜ較差が生じたか」を問い、選挙制度の実質的合理性（較差の原因の不合理性）を審査した。平成 23 年大法廷判決（衆）の採用する「地域性否定論」は、「憲法判決中の」「法律などの合憲・違憲の結論それ自体ではなく、その結論に至る上で直

接必要とされる憲法規範的理由づけである。」（佐藤幸治京都大学名誉教授『憲法〔第三版〕』27頁（青林書院、2003年）参照 甲31）に該当するので、判例である。

エ 他方、令和7年小法廷判決（衆）（甲128）は、選挙制度の形式的合理性（設計思想の整合性）（例えば、選挙制度内に較差縮小の仕組みが含まれているか等）のみに着目し、「なぜ較差が生じたか」という選挙制度の実質的合理性の有無（較差の原因の不合理性の有無）を審査することなく、当該選挙は合憲と判示した。

オ 平成23年大法廷判決（衆）は、地域配慮を投票価値の不平等の正当化根拠たり得ないと断じたのに対し、令和7年小法廷判決（衆）は、アダムズ方式が「人口に比例した方式の一つ」と評されることを隠れ蓑としてその中に溶かし込まれた地域配慮を容認し、地域配慮に基づく較差を許容した。

カ 令和7年小法廷判決（衆）（甲128）は、平成23年大法廷判決（衆）が明確に否定した地域性への配慮を形を変えて復活させたものといえる。

キ 平成23年大法廷判決（衆）の「地域性否定論」は判例法理の核心を構成する。令和7年小法廷判決（衆）は、「較差の原因の不合理性の有無」審査を放棄し、不当に「地域性否定論」に矛盾する判断をしている。

3 令和5年大法廷判決（衆）の「自然的な人口異動」について（本書11～15頁）

(1) 令和5年大法廷判決（衆）の前提

ア 令和 5 年大法廷判決（衆）は、**新区割制度への移行途上の時期**（即ち、新区割制度施行より前の時期）に行われた令和 3 年選挙への判断であった。

イ 令和 3（2021）選挙（選挙時の最大較差は 2.079 倍）は、平成 29 年選挙と同じ選挙区割りで行われたが、令和 5 年大法廷判決（衆）は、

「**新区割制度**は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10 年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、**新区割制度**の枠組みの中で是正されることが予定されている」**と**いうことができる。」（強調 引用者）（民集 77 卷 1 号 21 頁）

と判示し、違憲状態ではない旨判決した。

ウ 令和 6 年選挙は、「新区割制度」施行後の初の選挙であり、新区割制度への移行期で行われた令和 3 年選挙とは、事案が質的に異なる。

エ 令和 6 年選挙は、「新区割制度」施行による初めての選挙であったが、令和 5 年大法廷判決（衆）の判示（「本件選挙区割りの下で拡大した較差も、**新区割制度**の枠組みの中で是正されることが予定されている」**と**いうことができる。」（強調 引用者）（民集 77 卷 1 号 21 頁））とは裏腹に、新制度下の初回選挙で最大較差 2 倍を超えた。

(2) 令和 5 年大法廷判決（衆）の判示 [「自然的な人口異動」について]

ア 上記(1)イ記載の令和 5 年大法廷判決（衆）の判示における「その後の人

口異動・・・」の趣旨は、合理的な選挙区割りが定められた後に自然的な人口異動により較差が拡大した場合に、較差が「新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されている」ことを意味すると解され、改定時の選挙区割りが憲法の要請である投票価値の平等を十分に実現するものである（＝国勢調査時（令和2年10月1日）から数か月で較差1.999倍を超える事態は想定されていない）ことが**前提**となる。

イ 令和5年大法廷判決（衆）は、「その後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提」（強調 引用者）として、（選挙当日における投票価値の較差が2倍未満となる）区割りを改定することを想定してと解される。

ウ ところが、令和6年選挙は、国勢調査時人口で較差・1.999倍であり、
「（改定後）短期間で最大較差が2倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割りであった」（令和7年小法廷判決（衆）高須裁判官意見〈判決文9頁〉参照）のであるから、改定時点で既に投票価値の平等が実現されているとは評価できず、令和5年大法廷判決（衆）の判示（「新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されている」ということができる。」
（強調 引用者）（民集77巻1号21頁）に反すると解される。

改定後最初の選挙で直ちに最大較差2倍を超過した事実は、「自然的な人口異動」による予測不能な較差の拡大ではなく、改定時に確実に予見可能であった較差拡大の構造的問題の顕在化である。

エ 「較差を相当程度縮小させ」（令和5年大法廷判決（衆）民集77巻1号20頁）るはずの新区割制度（アダムス方式と含む）施行後の最初の選挙（令和6年選挙）で早くも選挙当日の較差が2倍を超えた時点で、裁判所は、大法廷でその制度の合理性が疑わしいとしてその合憲性を審査すべきであった。

(3)「自然的な人口異動」容認論－現行選挙制度の仕組みの欠陥（是正のサイクルの断絶）

ア 是正のサイクルの断絶

区画審設置法は、大規模国勢調査（10年ごと）の結果に基づく区割り改定を原則とし、中間年（5年目）の国勢調査では、最大較差が2倍以上となった場合に限り、定数配分を変更せず区割りのみを改定する仕組みとしている。

多数意見はこの仕組みを「選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたもの」として合理性を認めた。

しかし、上記(2)ア（本書12～13頁）で示した**前提**を満たすことなく、上記仕組みが「自然的な人口異動」容認論として独り歩きすると、以下のサイクルが生じる。

段階	事象	多数意見の論理による法的評価
T ₀ （国勢調査時）	較差 1.999 倍	2 倍未満 → 合法
T ₁ （選挙時）	較差 2.059 倍	「自然的な人口異動」 → 合憲
T ₂ （次の選挙時）	較差 2.1 倍	前回からの拡大は「著しくない」 → 合憲（高裁判決）
T ₃ （5 年目中間調査時）	較差 2 倍以上と判明	区画審設置法 4 条 2 項により定数配分を変更せず区割りのみ是正
T ₃ '（是正後）	較差 1.99x 倍に復帰	再び形式的に 2 倍未満 → 合法
T ₄ （次の選挙時）	再び較差 2 倍超過	再び「自然的な人口異動」 → 合憲

このサイクルにおいて、**較差は恒常的に 2 倍前後を推移**し、選挙時にはほぼ常に 2 倍を超えるが、国勢調査時点で 2 倍未満に戻ることににより、選挙制度は常に「合理的」と評価される。

高須裁判官が指摘した「短期間で最大較差が 2 倍以上となることがほぼ確実に見込まれるような選挙区割り」（上記(2)ウ（本書13頁）参照）が上記サイクル

の各段階で再生産される構造である。

さらに、5年目の中間是正では「各都道府県選挙区は変更せず、較差が2倍以上となったときに区割り改定で対応する」こととされているため⁴、10年目の大規模国勢調査時まで都道府県間の定数配分の不均衡は温存されたまま、選挙区の境界線の微調整のみで対応することになる。これは**表面的な数値（最大較差）のみを2倍未満に調整する作業**であり、是正の実質を伴わない。

上記サイクルは、新区割制度によって構造的に再生産され、現に実現している（令和6年選挙〈選挙時〉2.059倍→令和8年選挙〈選挙時〉2.097倍）。

イ 「自然的な人口異動」容認論は、一見すると穏当な判示に見えるが、その論理を徹底すると、国勢調査時に2倍未満を達成しさえすれば、選挙時に2倍超の較差が生じても『選挙制度が前提とする自然的な人口異動の帰結』として合憲とされるという事態に至る。かかる事態は2倍基準の空洞化にとどまらず、投票価値の平等という憲法上の要請そのものに反する。

第4 現行選挙制度の不合理性 — 選挙制度の設計上の問題（本書15～21頁）

1 選挙制度の安定性（「安定的に持続」）の定義（本書15～19頁）

(1) 日本の現状（上記表1（本書7頁）参照）

	平成30年判決時 (2017)	令和6年選挙 (2024)	令和8年選挙 (2026)
最大較差	1.979倍	2.059倍	2.097倍
2倍超選挙区	0	10	16
平成30年時点からの 変動	—	+0.080 (=2.059-1.999)	+0.118 (=2.097-2.059)

⁴ 総務省：「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 概要」資料5-3 参照（https://www.soumu.go.jp/main_content/000501010.pdf）。

令和 5 年大法廷判決（衆）は、新区割制度に「選挙制度の安定性」を認め（上記**第 3、3(1)**（本書 12 頁）参照）、令和 3 年選挙を合憲と判示したが、「安定的に持続」しているのは、毎選挙ごとの**較差 2 倍超過**の実態である。

最大較差は、平成 30 年大法廷判決（衆）時の **1.979 倍**（選挙日の時点）から 9 年間で**+0.118 拡大**し、本件選挙で、**2.097 倍**（選挙日の時点）に達した。

上記のとおり、最大較差 2 倍超過は、再区割りの数か月後に必ず発生し、その都度再区割りの必要性が生じている。令和 5 年大法廷判決（衆）及び令和 7 年小法廷判決（衆）の「安定性」の評価は、わずか 2 年後の客観的データにより否定されている。

(2) 真の安定性の実現—英国モデル

ア 英国と日本の制度の差は下表のとおりである。

項目	日本	英国（甲 56）
較差	1.999 倍	±5%（最大較差約 1.1 倍）
較差 2 倍までの余裕の幅	0.001 倍未満（事実上ゼロ）（=2.000-1.999）	約 0.9 倍（構造的に 2 倍に達しない）
改定周期	法定 10 年、事実上 3 年で破綻	8 年
改定後の安定性	数か月で 2 倍超過	8 年間改定された区割が維持されることを前提に設計

イ 英国は、較差±5%以内の制限基準を設けることにより、爾後 8 年間改定を行わなくても安定性を維持できる制度を構築した。

再区割り策定時の較差を実務上出来るだけ 1 対 1 に設定することにより、8 年間の人口異動があっても、最大較差が例えば 1.3 倍や 1.5 倍程度に収まることが合理的に期待できる選挙制度の構築である。

これこそが「安定性」の正しい意味である。すなわち、安定性とは、区割

りを一度策定すれば、相当期間にわたって憲法の投票価値の平等の要請を侵害しない状態が持続することを意味する。

日本のように、改定直後に 2 倍を超過し、直ちに改定義務が発生する状態は、「安定性」の対極にある。

ウ 英国モデルの教訓 — バッファ（緩衝材）の確保こそが安定の要件

英国モデル形態を以下に示す：

- ① **初期最大較差を低く設定する（±5%）**ことで、人口異動に対する十分なバッファを確保する。
- ② そのバッファにより、**長期間（8 年）改定不要**の真の安定性が実現する。
- ③ 結果として、有権者は常に較差の小さい状態で投票できる。

これに対し日本は：

- ① **初期最大較差を限界まで高く設定する（最大較差・1.999 倍）**ため、バッファがほぼ**ゼロ**（較差・0.001 倍＝2.000－1.999）。
- ② バッファがないため、**短期間（数か月程度）で 2 倍を超過**し、改定が必要になる。
- ③ 結果として、有権者の多くにとっては、較差 2 倍超（選挙権の 2 分の 1 制限）が強いられる。

(3) 日本の制度の欠陥 — 日本制度における「安定性」は現職議員の利益保護

国が「安定性」と呼ぶものの実質は、①**都道府県の議席数の固定**（区画審設置法 3 条 3 項：簡易国勢調査時に選挙区数を変更しない）、②**現行選挙区の境界の維持**である。

これらは有権者にとっての「基本権（投票価値の平等）の安定」ではなく、**現職議員にとっての「選挙基盤の安定」**である。選挙区が変わらないことで利

益を受けるのは、当該選挙区で活動する現職議員であり、投票価値を侵害される有権者ではない。

この点、「1票の較差は、過疎地域の保護により正当化される」との事実と反する議論が、巧みに有権者を誤導してきた。

しかしながら、憲法の守護神（憲法 99 条）である裁判所は、誤導されることなく、憲法が保障する主権者の利益を保障するよう判示し続けなければならない（上記**第 1、3**（本書 3～4 頁）参照）。

即ち、恣意的に較差を 1.999 倍に固定するという不誠実な実務を擁護する判示ではなく、**較差を可能な限り低くすること**を義務付ける判示を求める。

改定時の最大較差が上限（1.999 倍）に張り付いているのは、現職議員の利益（選挙区境界の維持）と較差縮小（有権者の利益）が衝突する場面で、前者が優先された結果である。

国会の裁量権については、憲法 47 条の**解釈基準**たる前文第 1 項第 2 文（信託）の末尾（「その（＝国政の 引用者注）福利は国民がこれを享受する。」）に基づいて**解釈・判断されるべきである**（上告理由書(1)**第 1 部、II**（同書 19～20 頁）参照）。

国勢調査人口での最大較差（1.999 倍）で区割りを策定し、国勢調査時から数か月で 2 倍を超過し、再度改定を余儀なくされる制度は、「安定」の名に値せず、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえず、**違憲である。**

(4) 令和 7 年小法廷判決（衆）が、具体的な選挙制度の合憲性の審査を行わず、「**不安定**」を生む**選挙制度の設計を「安定」と評価して合憲とすること**

は、投票価値の平等という憲法の要請に対する最も深刻な違反であると言わざるを得ない。

2 第2層での較差の問題 (本書 19～20 頁)

ア 現行の選挙制度は、第1層で都道府県への定数配分を行い、第2層で各都道府県内の各選挙区の区割りを定めるものである。

イ アダムズ方式は都道府県間の較差縮減を目的とするものの、都道府県内における選挙区間の較差の問題については、**全く無関係**である。

ウ 第2層での較差の実態については、上記**表1** (本書 7 頁) 及び本書末尾の一覧表 (本書 22～23 頁) を参照されたい。

エ 投票価値の平等は、全有権者の間で実現すべきものであるので（上記**第1** (本書 1～4 頁) 参照）、最終的には第2層での投票価値の平等の実現が求められる。第2層における較差が改善されない現行の選挙制度は構造的な欠陥がある。

オ 国会の広範な裁量は無限ではない。国会に与えられた裁量権は、(i) 憲法の投票価値の平等の要請の下に制約され、かつ(ii) 裁判所によって、「選挙制度の合憲性は、」「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることにな（る）」（令和5年大法廷判決（衆） 民集 77 卷 1 号 20 頁）。

カ 本件選挙に関して、既に、上告人は、第2層における、より人口比例選挙

を実現する代替案⁵の実現可能性を立証した（上告理由書(1)第1部、I 6（同書 14～18 頁）、甲 143、144 の 1～3）。

キ 裁判所は、上記力記載の論旨を考慮の上、令和 5 年大法廷判決（衆）の判示に沿った判示をするよう求められる。

3 区割りの目的は選挙当日の主権者間の権利の平等（本書 20～21 頁）

(1) 選挙権は、選挙当日に行使される権利であり、その価値の平等が選挙当日において、具体的かつ実質的に実現されなければならない。憲法が保障する投票価値の平等は、抽象的・形式的なものではなく、主権者が現実に一票を投ずる時点における具体的かつ実質的な平等である。

したがって、区割りの合憲性は、選挙当日における投票価値の較差によって判定されるべきであり、国勢調査時点において形式的に 2 倍未満の基準を充足していたとしても、選挙時に 2 倍を超過している場合には、当該区割りは違憲の評価を免れない。

国勢調査から選挙までの間に人口異動が生じることは経験則上明らかであり、立法者はこの事態を当然に予見し得る。にもかかわらず、国勢調査時人口に基づく最大較差 1.999 倍充足をもって合憲性を担保し得るとする解釈は、憲法によって保障されている選挙権の本質を没却するものである（令和 7 年小法廷判決（衆）高須判事意見 上記第 3、3(2)（本書 13 頁））

⁵ 今井耕介ハーバード大学教授の研究は、現行制度下でも大幅な較差是正が技術的に可能であることを実証する（上告理由書(1)第1部、I 6（同書 14～18 頁）、甲 143、144 の 1～3）。福岡県内の選挙区について市区町村を分割しない同条件下で最大較差 1.382 倍の区割り案が示された（現行 1.883 倍）。較差縮小が技術的に可能であるにもかかわらず 1.999 倍を基準とする区割りが継続していることは、国会が善意の努力（good faith effort）を尽くしていないことを示す。

(2) この点に関し、令和 7 年小法廷判決（衆）の判示（上記**第 3、2(1)**（本書 8 頁 6～8 行、9 頁 8～11 行）参照）は、憲法の趣旨に反する。

結語

上記の次第であるので、上告人は、上記**第 3、3(2) ア～ウ**（本書 12～13 頁）、同**第 3、2(2) イ、ウ、キ**（本書 10～11 頁）を特に考慮して、本件裁判が小法廷ではなく、大法廷で審理されるよう、求める。

以 上

令和 8 年衆院選（第 51 回総選挙）都道府県別県内較差一覧

令和 8 年衆院選（全 289 選挙区）について、各都道府県内の小選挙区間における有権者数の較差を分析した。都道府県内較差は、当該都道府県内で有権者数が最多の選挙区と最少の選挙区の比率である。平均比は都道府県内平均有権者数からの乖離率を±%で示す。以下の表は都道府県内較差が大きい順に並べたものである。

順	都道府県	選挙区数	都道府県内平均有権者数	最多選挙区	最多有権者数	平均比	最小選挙区	最小有権者数	平均比	都道府県内較差
1	京都府	6	341,184	京都府第 6 区	451,308	+32.3%	京都府第 5 区	223,914	-34.4%	2.016
2	茨城県	7	336,334	茨城県第 6 区	454,571	+35.2%	茨城県第 5 区	229,095	-31.9%	1.984
3	北海道	12	360,122	北海道第 3 区	462,088	+28.3%	北海道第 7 区	235,774	-34.5%	1.960
4	福岡県	11	380,760	福岡県第 2 区	459,890	+20.8%	福岡県第 11 区	244,147	-35.9%	1.884
5	栃木県	5	316,696	栃木県第 1 区	415,679	+31.3%	栃木県第 3 区	232,241	-26.7%	1.790
6	長野県	5	335,689	長野県第 1 区	413,449	+23.2%	長野県第 4 区	232,782	-30.7%	1.776
7	山梨県	2	333,668	山梨県第 1 区	416,468	+24.8%	山梨県第 2 区	250,867	-24.8%	1.660
8	石川県	3	305,315	石川県第 1 区	370,508	+21.4%	石川県第 3 区	224,876	-26.3%	1.648
9	兵庫県	12	372,283	兵庫県第 6 区	442,652	+18.9%	兵庫県第 12 区	269,062	-27.7%	1.645
10	宮城県	5	376,786	宮城県第 2 区	452,387	+20.1%	宮城県第 3 区	275,158	-27.0%	1.644
11	岐阜県	5	319,427	岐阜県第 3 区	403,953	+26.5%	岐阜県第 5 区	259,894	-18.6%	1.554
12	大分県	3	305,989	大分県第 1 区	382,929	+25.1%	大分県第 2 区	247,816	-19.0%	1.545
13	愛知県	16	379,045	愛知県第 12 区	440,188	+16.1%	愛知県第 14 区	287,106	-24.3%	1.533
14	大阪府	19	381,174	大阪府第 1 区	446,375	+17.1%	大阪府第 19 区	295,056	-22.6%	1.513
15	神奈川県	20	384,820	神奈川県第 15 区	452,421	+17.6%	神奈川県第 7 区	300,936	-21.8%	1.503
16	千葉県	14	374,403	千葉県第 1 区	440,280	+17.6%	千葉県第 7 区	298,061	-20.4%	1.477
17	富山県	3	282,114	富山県第 3 区	347,887	+23.3%	富山県第 2 区	236,065	-16.3%	1.474
18	三重県	4	356,394	三重県第 3 区	406,846	+14.2%	三重県第 4 区	277,284	-22.2%	1.467
19	福井県	2	306,946	福井県第 1 区	361,873	+17.9%	福井県第 2 区	252,019	-17.9%	1.436
20	広島県	6	375,370	広島県第 3 区	413,881	+10.3%	広島県第 5 区	291,694	-22.3%	1.419
21	静岡県	8	369,260	静岡県第 5 区	433,148	+17.3%	静岡県第 4 区	307,456	-16.7%	1.409
22	愛媛県	3	362,995	愛媛県第 1 区	416,864	+14.8%	愛媛県第 3 区	296,478	-18.3%	1.406
23	東京都	30	385,467	東京都第 15 区	432,742	+12.3%	東京都第 9 区	307,896	-20.1%	1.405
24	徳島県	2	295,870	徳島県第 1 区	345,096	+16.6%	徳島県第 2 区	246,643	-16.6%	1.399
25	熊本県	4	353,240	熊本県第 1 区	418,873	+18.6%	熊本県第 2 区	306,836	-13.1%	1.365
26	宮崎県	3	288,683	宮崎県第 1 区	346,846	+20.1%	宮崎県第 2 区	257,031	-11.0%	1.349
27	香川県	3	260,835	香川県第 1 区	307,716	+18.0%	香川県第 3 区	228,662	-12.3%	1.346
28	滋賀県	3	381,193	滋賀県第 2 区	427,540	+12.2%	滋賀県第 1 区	323,075	-15.2%	1.323
29	福島県	4	374,743	福島県第 2 区	417,742	+11.5%	福島県第 3 区	317,696	-15.2%	1.315
30	埼玉県	16	382,395	埼玉県第 8 区	416,073	+8.8%	埼玉県第 10 区	322,504	-15.7%	1.290
31	岡山県	4	379,505	岡山県第 2 区	406,867	+7.2%	岡山県第 1 区	322,509	-15.0%	1.262
32	岩手県	3	327,856	岩手県第 3 区	358,351	+9.3%	岩手県第 1 区	285,158	-13.0%	1.257
33	秋田県	3	262,276	秋田県第 3 区	297,079	+13.3%	秋田県第 2 区	237,813	-9.3%	1.249
34	沖縄県	4	294,120	沖縄県第 3 区	318,372	+8.2%	沖縄県第 1 区	262,310	-10.8%	1.214
35	長崎県	3	353,523	長崎県第 2 区	391,976	+10.9%	長崎県第 1 区	329,796	-6.7%	1.189
36	新潟県	5	358,133	新潟県第 2 区	387,989	+8.3%	新潟県第 5 区	334,805	-6.5%	1.159

37	群馬県	5	312,989	群馬県第1区	334,671	+6.9%	群馬県第4区	289,300	-7.6%	1.157
38	鹿児島県	4	321,704	鹿児島県第1区	350,999	+9.1%	鹿児島県第3区	304,597	-5.3%	1.152
39	青森県	3	339,061	青森県第2区	369,866	+9.1%	青森県第1区	321,638	-5.1%	1.150
40	奈良県	3	366,454	奈良県第1区	387,379	+5.7%	奈良県第3区	338,448	-7.6%	1.145
41	島根県	2	266,606	島根県第2区	284,422	+6.7%	島根県第1区	248,789	-6.7%	1.143
42	山口県	3	361,121	山口県第1区	378,084	+4.7%	山口県第3区	336,083	-6.9%	1.125
43	高知県	2	282,482	高知県第1区	296,651	+5.0%	高知県第2区	268,314	-5.0%	1.106
44	山形県	3	285,518	山形県第2区	295,205	+3.4%	山形県第3区	268,713	-5.9%	1.099
45	和歌山県	2	381,084	和歌山県第1区	391,509	+2.7%	和歌山県第2区	370,660	-2.7%	1.056
46	鳥取県	2	222,642	鳥取県第2区	224,916	+1.0%	鳥取県第1区	220,368	-1.0%	1.021
47	佐賀県	2	327,029	佐賀県第1区	328,646	+0.5%	佐賀県第2区	325,412	-0.5%	1.010

※ 都道府県内較差＝最多選挙区有権者数÷最小選挙区有権者数

※ 平均比（％）＝（当該選挙区有権者数）÷ 都道府県内平均有権者数× 100